

桑名市告示第42号

桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）交付要綱を次のように定める。
令和6年2月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、燃料価格や電気代・ガス代・食材費を含む物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている市内医療機関等に対する負担軽減のための支援をするため、桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に所在する病院、診療所、助産所、施術所、薬局及び歯科技工所（以下「市内医療機関等」という。）を運営している者のうち、令和5年4月1日から令和5年9月30日までを対象とした三重県が行う医療機関等における物価高騰対策支援金（以下「県支援金」という。）に係る交付決定兼額の確定通知書（以下「県決定通知書」という。）の交付を受けているものとする。

（補助金の対象経費及び額）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、市内医療機関等における令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に負担した電気代、ガス代、食材費及びガソリン代とし、補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる補助対象経費に応じ、同表の右欄に掲げる算式により算定した額とする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより交付の申請を行うものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる申請方式は、第1号による申請が困難であると市長が認める場合に限り行うものとし、桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和5年桑名市告示第226号）第4条第1項の規定に基づき、県決定通知書又はその写しを提出した者は第1号から第3号までに掲げる各申請方式において、県決定通知書又はその写しは不要とする。

(1) オンライン申請方式 申請画面から申請者の名称及び所在地、担当者、申請額並びに振込先口座を入力し、県決定通知書及び振込先口座の確認書類をアップロードした後、電子申請する方法

(2) 郵送申請方式 申請者が桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）、請求書（追加分）（様式第2号）、県決定通知書の写し及び振込先口座の確認書類（以下「申請書等」という。）を郵送により本市に提出する方法

(3) 窓口申請方式 申請者が申請書等を窓口で本市に提出する方法

2 交付申請金額等に誤りがあった場合、市長は申請書等の再提出を求めることができる。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 申請受付期間は、令和6年2月1日から令和6年3月18日までとする。

（交付の決定等）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定をしたときは、交付決定日を請求日とし、申請者が指定した振込先口座へ振込を行うものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が県支援金に係る交付決定を取り消されたときは、前条第1項の規定による交付決定を取り消し、その者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、偽りその他の不正な手段により補助金を受けた者があるとき

は、前条第1項の規定による交付決定を取り消し、その者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 交付対象者から第5条の申請受付期間内に申請が行われなかった場合は、交付対象者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

(関係書類の保管)

第9条 申請者は、補助金の交付申請に係る関係書類を、当該補助を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年7月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

交付対象者	交付対象経費	交付額
病院及び有床診療所（医科・歯科）	食材費	5,400円×許可病床数
	電気・ガス代	24,600円×許可病床数
	ガソリン代	6,900円
無床診療所（医科・歯科）、薬局	電気・ガス代	54,000円
	ガソリン代	6,900円
助産所	電気・ガス代	33,900円
施術所	電気・ガス代	17,100円
歯科技工所	電気・ガス代	23,100円

備考

- 1 許可病床数については、令和5年4月1日時点のものとする。
- 2 有床診療所において、保有する許可病床が3床以下の場合の電気・ガス代に係る交付額は、73,800円とする。
- 3 ガソリン代は、事業所において車両の燃料費を負担している場合に限る。

桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）桑名市長

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		
	名称		
	所在地	(郵便番号 -)	
	代表者の職・氏名	職名	氏名

担当者	申請に関する連絡先	電話番号	E-mail
	申請に関する担当者	職名	氏名

申請内容

【病院及び有床診療所（医科・歯科）】

許可 病床数：	病床	※1又は2の区分に該当がある場合、許可病床数を入力してください。	
区分	該当する区分に○を してください。	申請額	
1 食材費相当分			円
2 (病院および4床以上の有床診療所) 電気・ガス代相当分			円
3 (3床以下の有床診療所) 電気・ガス代相当分			円
4 ガソリン代相当分(※)			円
合計			円

【無床診療所（医科・歯科）、薬局】

区分	該当する区分に○を してください。	申請額	
1 電気・ガス代相当分			円
2 ガソリン代相当分(※)			円
合計			円

【助産所、施術所、歯科技工所】

区分	該当する区分に○を してください。	申請額	
1 助産所（電気・ガス代相当分）			円
2 施術所（電気・ガス代相当分）			円
3 歯科技工所（電気・ガス代相当分）			円
合計			円

※病院、診療所（医科・歯科）、薬局については、令和5年4月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」、または「在調」のいずれかの届出が受理されている施設が対象となります。

<input type="checkbox"/> 報告内容に虚偽の事実が判明した場合は、支援金の一部又は全額を返還します。

請 求 書(追 加 分)

金 円

ただし、桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金(追加分)として、上記金額を請求します。

所在地

法人名

代表者

(宛先)桑名市長

振込口座情報	
金融機関名	
金融機関コード	
支店名	
支店コード	
種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人(カナ)	

発行責任者	氏名	
	連絡先(TEL)	
担当者	氏名	
	連絡先(TEL)	

住所（所在地）

名 称

代表者

様

桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）
交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のありました桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）については、桑名市医療機関等における物価高騰対策支援事業補助金（追加分）交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付決定するとともに交付額を確定しましたので通知します。

令和 年 月 日

桑名市長



記

交付決定兼交付確定額 金 円

参 考

(制定のあらまし)

燃料価格や電気代・ガス代・食材費を含む物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている市内医療機関等に対する負担軽減のための追加支援をするため要綱を制定するものであります。